

島根県剣道連盟『審査の手引き』

2020.3.15

本「手引き」は、(財)全日本剣道連盟称号・段位審査規則、同細則、付 称号・段位審査実施要綱、剣道講習会資料(H16.4)、幼少年剣道指導要領(第11期改訂版)、島根県剣道連盟称号・段・級位審査規定、同細則(H19.6.24改定)に基づいて作成したものである。

審査方法及び基準

区分 段・級位	学年・資格等		所管等	基準級	比較的技能 の良い者	実 技			剣 道 形		学科
						切り返し	基本打ち	稽古	太刀	小太刀	
	小 学	1年生	地区剣連	7級	6級	○	○				
		2年生	地区剣連	6級	5級	○	○				
		3年生	地区剣連	5級	4級	○	○				
		4年生	地区剣連	4級	3級	○	○	○			
		5年生	地区剣連	3級	2級	○	○	○			
		6年生	地区剣連	2級	1級	○	○	○			
	中 学	1年生	地区剣連	1級	初段	○	○	○			
初 段	1級受有者で、満13歳以上の者		地区剣連			○		○	3本		○
二 段	初段受有後1年以上修業した者		地区剣連			○		○	5本		○
三 段	二段受有後2年以上修業した者		地区剣連			○		○	7本		○
四 段	三段受有後3年以上修業した者		県統一審査					○	7本	3本	○
五 段	四段受有後4年以上修業した者							○	7本	3本	○

【確認事項】

- ①級位を有しない者は、上記基準の1級下の級位から受審するものとする。
ただし、中学3年生以上の者は、1級から受審できる。
- ②飛び級の受審は認めない。
- ③1級と初段の同時審査は実施しない。
- ④審査は、受審者の申込み級についてのみ審査するものとする。
- ⑤実技審査の組合せは、当該段位相当の実力があるか否かを精査するため、受審者の実情や段・級位に応じて、『男女別』『男女混合』『年齢順』『学年順』などを考慮する。【全剣連第509号 H17.9.12】
ただし、三段以下の審査は安全への配慮、体力差を考慮し男女別の審査が望ましい。四・五段審査は六段への前段階として男女合同審査で行うべきである。【全剣連第142号 H20.12.5】
- ⑥審査会は、受審者に対する救急看護体制を整えて実施する。また、所管連盟で看護師配置や傷害保険加入、スポ少保険加入等があるので実情に合わせて対処すること。(審査前の指導)
さらに、事故に対する対処法を明確にし、県剣連へ報告の上実施する。(県剣連理事会 H19.6.24)
- ⑦審査員は、当該年度本県審査員名簿の中から、級位は錬士六段以上(3名)、初段から三段までは錬士六段以上(5名)、四・五段は教士七段以上(6名)の資格を持つ者をその都度、会長が任命する。
【全剣連、県会則第36,38条】
- ⑧審査の合否は、合否の票の集計結果に基づくものとする。【全剣連審査規則第18条】
ただし、級位は2名以上の合意をもって合格とする。
- ⑨段位の審査は、①実技審査 ②実技審査の合格発表 ③日本剣道形審査 ④形審査の合格発表
⑤学科審査 ⑥学科審査の合格発表の順とし、合格者の番号を発表する。
- ⑩日本剣道形は、初段…1, 2, 3本目、二段…1, 2, 3, 4, 5本目、三段…7本(いずれも太刀の形)、
四・五段…太刀の形7本と小太刀の形3本とする。
- ⑪形審査は、3組ないし5組を目安に実施する。【全剣連第288号 H18.6.15】
- ⑬学科審査は、全剣連『剣道学科審査の問題例と回答例(初段～五段)』を活用し、審査内容の充実を図る。なお、学科問題は事前に受審者に周知すること。【全剣連第288号 H18.6.15】
- ⑭初段以上の審査において形又は学科審査の不合格者は、その科目を『再受審』することができる。
『再受審』の受審期間は、その審査の日から1年以内で回数は1回限りとする。【全剣連】
- ⑮審査場は、中心(×印)と開始線を表示して実施する。開始線の位置は「試合同様の間」とする。

※平成19年度より、錬士・教士の称号予備審査を年2回実施する。

(全剣連称号・段位審査規則第9条、同実施要領)【H18. 3理事会承認】

※平成23年度3月31日、全剣連通知142号審査規則の改正により、一部変更した。

(全剣連称号・段位審査規則第16条)【H18. 3理事会承認】

※令和2年3月15日本県審査規則の改正により、一部変更した。

(全剣連称号・段位審査規則第16条)【R2.3.15理事会承認】

島根県剣道連盟 段・級位審査の内容と着眼点

2020/3/15

受審級	受審資格および付与基準	実施内容	着眼点
「剣道の理念」 「剣道修練の心構え」			
八級	剣道着、袴、剣道具を装着して稽古可能な者で、八級受審を申告した者	2組以下の集団審査可 (基本技稽古法は集団審査) (基本技稽古法は集団審査)	ゆっくり、大きな動作で正しくできる。 ◎基本技稽古法 指導上の留意事項 (1)構え(2)目付け(3)間合(4)打突(5)足さばき(6)掛け声(7)残心 主として、掛り手の基本の定着を重視。 ◎礼法(立会前後の作法) ①剣道着、袴、剣道具の正しい着装 ②立礼(提刀、帯刀を含む)、蹲踞 ◎基本動作 ①掛け声(充実した元気な発声) ②竹刀の持ち方(握り方)と中段の構えおよび構え方と納め方 ③足さばき(送り足を中心に) ④間合(一足一刀の間合、遠間、近間) ⑤基本に忠実な打ち方と打たせ方 ⑥切り返し ・正面→連続左右面(前進4本、後退5本)→正面とし、2回繰り返す。 ・体当りは行わなくても良い。 ◎残心
七級	剣道の基本を修得中で、八級を超える技倆を持ち、七級受審を申告した者		
六級	剣道の基本を修得中で、七級を超える技倆を持ち、六級受審を申告した者		
五級	剣道の基本を修得中で、六級を超える技倆を持ち、五級受審を申告した者		
四級	剣道の基本を修得中で、五級を超える技倆を持ち、四級受審を申告した者		
三級	剣道の基本を修得見込みであり、三級受審を申告した者	大きく、正しい動作で徐々に速くできる。 ①3級…基本技1~4 ②切り返し1回 ③基本打突(2段の連続技) ・正面打ち ・小手-面打ち ・小手-胴打ち(各2本ずつ) ④4級・3級～稽古(40秒2人)	
二級	剣道の基本を修得見込みであり、二級受審を申告した者	大きく、強く、速い動作でより正しくできる。 ①2級…基本技1~6 1級…基本技1~9 ②切り返し ③基本打突(打ち込み2回) 面→小手-面→小手-胴→面体当り引き面→面体当り引き胴→面 ④稽古(1分2人)	◎基本技稽古法: 指導上の留意事項(1)~(7) 1. 剣道着、袴、剣道具の正しい着装 2. 基本的な礼法と構え(姿勢・態度) 3. 掛け声(充実した元気な発声) 4. 足さばき、間合、残心 5. 基本に忠実な、正しい打ち方と打たせ方 6. 切り返し 正面→体当り→連続左右面(前進4本、後退5本)→正面とし、2回繰り返す。 7. 互格稽古での対人技能
一級	剣道の基本を修得見込みであり、一級受審を申告し二級以下の級を保持している者(中学3年以上は1級より受審可)	(基本技稽古法は集団審査) ①実技 ・切り返し ・稽古(1分2人) ・実技合格者発表 実技合格者 ②日本剣道形 ・形合格者発表 形合格者 ③学科 ・学科合格者発表	◎基本技稽古法: 指導上の留意事項(1)~(7) 1. 剣道着、袴、剣道具の正しい着装 2. 基本的な礼法と構え(姿勢・態度) 3. 掛け声(充実した元気な発声) 4. 足さばき、間合、残心 5. 基本に忠実な、正しい打ち方と打たせ方 6. 切り返し 正面→体当り→連続左右面(前進4本、後退5本)→正面とし、2回繰り返す。 7. 互格稽古での対人技能
初段	一級受審者で、剣道の基本を修習し、技倆良なる満13歳以上の者	①実技 ・稽古(1分30秒2人) ・実技合格者発表 実後合格者 ②日本剣道形 ・形合格者発表 形合格者 ③学科 ・学科合格者発表	其々の段位に相応しい技倆 【学習者の立場】 重点事項(全剣連剣道指導要綱 初級者) ☆体当り・鏝ざり合い ☆仕掛けていく技(一本打ちの技、払い技、二・三段の技、出ばな技、引き技) 1. 正しい着装と礼法 2. 適正な姿勢 3. 基本に即した打突(有効打突) 4. 充実した気勢 5. 互格稽古(間合、打突の好機、仕掛け技)
二段	初段受有後1年以上修業した者 剣道の基本を修得し、技倆良好なる者		
三段	二段受有後2年以上修業した者 剣道の基本を修練し、技倆優なる者		
四段	三段受有後3年以上修業した者 剣道の基本と応用を修熟し、技倆優良なる者		
五段	四段受有後4年以上修業した者 剣道の基本と応用に錬熟し、技倆秀なる者		
初段から三段の留意点に下記項目を加えたもの			
其々の段位にふさわしい技倆 【自ら進んで求める立場・指導者】 重点事項(全剣連剣道指導要綱 中級者) ☆攻め・崩し ☆仕掛けていく技(一本打ちの技) ☆応じていく技(すり上げ、返し、抜き、打ち落とし)			
1. 応用技の錬熟度 2. 鍛錬度 3. 勝負の歩合			